

介護老人福祉施設 中川の里 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人 中川徳生会が運営する介護老人福祉施設 中川の里(以下、「中川の里」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護福祉施設サービスを提供するものとする。

(運営方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- ①事業所の従業員は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事などの介護、相談及び援助、社会生活の便宜の供与その他の日常生活上のサービス、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- ②事業所は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。
- ③施設の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 中川の里の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 介護老人福祉施設 中川の里
- ②所在地 横浜市都筑区南山田2丁目39番35号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ①管理者 1名以上
管理者は、業務の管理を一元的に行う。
- ②医師 1名以上
医師は、入所者の健康の状況に注意するとともに健康保持の為、適切な措置をとる。
- ③生活相談員 1名以上
生活相談員は、入所者の心身の状況及びその環境等の把握をし、生活相談に応じる。

- ④介護職員・看護職員(看護師または准看護師) 34名(※)以上(常勤換算方法)
看護職員又は介護職員は、入所者の健康状態を把握するとともに、日常生活に関する介護を行う。
※このうち看護職員は3名以上(常勤換算方法)
- ⑤介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画を作成する。
- ⑥機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、機能訓練プログラムを作成するとともに、他の職員に対し技術指導等を行う。
- ⑦管理栄養士または栄養士 1名以上
管理栄養士または栄養士は、入所者への食事等の栄養管理の相談、指導等を行う。
- ⑧上記の他、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

(入所定員)

第5条 中川の里の入所者の定員は92名とする。空床がある場合には、その定員の範囲内で(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供する。

(介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 指定介護福祉施設サービスの内容は次の①～④のとおりとし、指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、以下の料金体系とする。

- ①生活相談(相談援助等)
- ②機能訓練(日常動作訓練)
- ③介護サービス(食事、入浴や排泄の介助等のサービス)
- ④栄養・健康管理

介護保険給付の対象となるサービス

| 施設サービス費 | 内容 | | サービス利用にかかる自己負担額 | | | |
|----------------------|---------------------|--------------|-----------------|--------|--------|--------|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 介護福祉施設サービス費Ⅱ① | 要介護 1 | | 632円 | 1,263円 | 1,895円 | |
| | 要介護 2 | | 707円 | 1,413円 | 2,120円 | |
| | 要介護 3 | | 785円 | 1,570円 | 2,355円 | |
| | 要介護 4 | | 860円 | 1,720円 | 2,580円 | |
| | 要介護 5 | | 934円 | 1,868円 | 2,802円 | |
| 加算(全入所者) | 看護体制加算Ⅰ口② | | 5円 | 9円 | 13円 | |
| | 看護体制加算Ⅱ口③ | | 9円 | 17円 | 26円 | |
| | 日常生活継続支援加算④ | | 39円 | 77円 | 116円 | |
| | 精神科医師定期的療養指導加算⑤ | | 6円 | 11円 | 16円 | |
| | 栄養マネジメント強化加算⑥ | | 12円 | 24円 | 36円 | |
| 科学的介護推進体制加算Ⅱ<1ヶ月につき> | | 54円 | 108円 | 161円 | | |
| 加算(該当する入所者のみ) | 経口維持加算Ⅰ<1ヶ月につき> | | 429円 | 858円 | 1,287円 | |
| | 経口維持加算Ⅱ<1ヶ月につき> | | 108円 | 215円 | 322円 | |
| | 療養食加算<1食につき> | | 7円 | 13円 | 20円 | |
| | 生活機能向上連携加算Ⅱ<1ヶ月につき> | | 215円 | 429円 | 644円 | |
| | 褥瘡マネジメント加算Ⅰ<1ヶ月につき> | | 4円 | 7円 | 10円 | |
| | 褥瘡マネジメント加算Ⅱ<1ヶ月につき> | | 14円 | 28円 | 42円 | |
| | 看取り加算Ⅰ | 死亡日以前 31~45日 | | 78円 | 155円 | 232円 |
| | | 死亡日以前 30日~4日 | | 155円 | 309円 | 463円 |
| | | 死亡日前々日・前日 | | 729円 | 1,458円 | 2,187円 |
| | | 死亡日 | | 1,373円 | 2,745円 | 4,117円 |
| | 初期加算<30日以内> | | 33円 | 65円 | 97円 | |
| | 外泊時費用<月6日限度> | | 264円 | 528円 | 792円 | |
| | 安全対策体制加算<入所日のみ> | | 22円 | 43円 | 65円 | |
| 如遇改善加算 | 要介護 1 | | 96円 | 191円 | 287円 | |
| | 要介護 2 | | 105円 | 210円 | 315円 | |
| | 要介護 3 | | 116円 | 232円 | 348円 | |
| | 要介護 4 | | 127円 | 253円 | 380円 | |
| | 要介護 5 | | 137円 | 273円 | 409円 | |

介護保険給付の対象とならないサービス

| 食費及び居住費 | 区分 | 対象者 | 食費⑧ | 居住費⑨ |
|---------|--------------------------------|---|--------|------|
| | 第1段階 | 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方 | 300円 | 0円 |
| | 第2段階 | 市民税非課税世帯で合計所得金額と公的年金等収入額と非課税年金収入額の合計…<1> | 390円 | 430円 |
| | 第3段階① | <1>年間80万円以下 <2>650万円/1,650万円 | 650円 | 430円 |
| | 第3段階② | <1>年間80万円超120万円以下 <2>550万円/1,550万円 | 1,360円 | 430円 |
| 第4段階 | 本人/本人+配偶者の預貯金等合計…<2> 上記以外の方 | 1,870円 | 925円 | |

| その他の費用 | 項目 | 内容 | 利用料金 |
|------------|---|---|--------|
| | おやつ代 | おやつ及びコーヒーや紅茶、ジュース等の提供にかかる費用です。 | 150円/日 |
| | 日用品費 | 歯ブラシやティッシュ等の日常生活に要する費用で入所者負担が適当であるものにかかる費用です。 | 実費 |
| | 教養娯楽費 | 希望によりレクリエーションやイベントに参加する場合で、特別な費用がかかる場合にご負担いただきます。 | 実費 |
| | 理美容代 | 希望により提携している業者が行う理美容サービスを利用した場合にかかる費用です。 | 実費 |
| | 立替金事務手数料 | 立替払いが発生した場合にかかる費用です。 | 500円/月 |
| | コピー代 | 希望によりコピーした場合にかかる費用です。 | 10円/枚 |
| | 医療費等 | 通院や訪問診療、お薬にかかる費用です。 | 実費 |
| 入院・外泊時の居住費 | 入院(外泊)翌日から6日目まで:通常の居住費+264/日(1割負担) 通常の居住費+528/日(2割負担) 通常の居住費+792/日(3割負担) 入院(外泊)翌日から7日目以降:915円/日(第1~3段階②の方) 通常の居住費(第4段階の方) *ショートステイで空床利用した場合、上記の居住費はかかりません。 | | |

◎1日あたりの自己負担額(①~⑨の合計で、月単位・個別の加算やその他の費用は含みません)

| | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 第1段階 | 1,099円 | 1,183円 | 1,272円 | 1,358円 | 1,442円 | |
| 第2段階 | 1,619円 | 1,703円 | 1,792円 | 1,878円 | 1,962円 | |
| 第3段階① | 1,879円 | 1,963円 | 2,052円 | 2,138円 | 2,222円 | |
| 第3段階② | 2,589円 | 2,673円 | 2,762円 | 2,848円 | 2,932円 | |
| 第4段階 | 1割 | 3,594円 | 3,678円 | 3,767円 | 3,853円 | 3,937円 |
| | 2割 | 4,387円 | 4,556円 | 4,735円 | 4,906円 | 5,074円 |
| | 3割 | 5,184円 | 5,437円 | 5,705円 | 5,962円 | 6,213円 |

※1日あたりの自己負担額を計算しているため実際の請求時の計算方法と異なり、若干の誤差が生じます。あくまで目安としてご覧ください。

<食費について>

第4段階に相当する入居者の食費の内訳は、朝食350円・昼食870円・夕食650円です。

<看護体制加算Ⅰ>

常勤の看護師の配置や手厚い看護職員の配置等についての費用です。

<看護体制加算Ⅱ>

看護職員による24時間の連絡体制を確保している場合についての費用です。

<日常生活継続支援加算>

以下の①～③のいずれにも適合する場合にかかる費用です。

①介護福祉士の配置要件を満たすこと

入所者6に対し、常勤換算で1以上の人数を配置すること。ただしICT機器などテクノロジーを活用する場合は入所者7に対し1以上の人数を配置すること。

②次の(ア)～(ウ)のいずれかを満たすこと

(ア)算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護4または5の入所者が70%以上

(イ)算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者の総数のうち、認知症日常生活自立度のランクがⅢ以上の入所者が65%以上

(ウ)入所者の総数のうち、喀痰吸引や経管栄養などが必要な入所者が15%以上

③サービス提供体制強化加算を算定していないこと

<精神科医師定期的療養指導加算>

医師が認知症であると診断した入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合にかかる費用です。

<栄養マネジメント強化加算>

以下の①～④のいずれにも適合する場合にかかる費用です。

①管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること。

②低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。

③低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。

④入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

<介護職員等処遇改善加算>

厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入居者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準に揚げる区分に従い、所定単位数に加算した費用です。

<科学的介護推進体制加算Ⅱ>

入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出している、またサービス提供に当たって、前記の情報その他サービスを適切にかつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合にかかる費用です。

<経口維持加算Ⅰ>

摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対し、医師または歯科医師の指示に基づき、多職種が共同して食事の観察及び会議等をおこない、経口による継続的な食事摂取を勧めるための計画を作成している場合にかかる費用です。

<経口維持加算Ⅱ>

上記経口維持加算Ⅰを算定し、食事の観察及び会議等に医師、歯科医、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合にかかる費用です。

<療養食加算>

特定の疾病の対象者の方に対して、医師による食事箋に基づき食事を提供する費用です。

<生活機能向上連携加算Ⅱ>

外部の事業所または医療提供施設の理学療法士等や医師が施設等を訪問し、当該施設職員と共同でアセスメントして個別機能訓練計画を作成し、当該施設の機能訓練指導員、介護職員等が協働して当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施した場合にかかる費用です。

<褥瘡マネジメント加算Ⅰ>

以下の①～④のいずれにも適合する場合にかかる費用です。

①入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価し、その後少なくとも3ヶ月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚労省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している、②褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画書を作成している、③その計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者の状態について定期的に記録している、④少なくとも3ヶ月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している。

<褥瘡マネジメント加算Ⅱ>

上記<褥瘡マネジメント加算Ⅰ>の①～④に加え、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合にかかる費用です。

<看取り介護加算Ⅰ>

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断され、医師、看護師、介護職員等が共同して看取りの介護を行う費用です。

<入院又は外泊時の費用について>

要介護状態区分に関わらず、入院や外泊した場合は、1ヶ月に6日間を限度として1日につき負担割合に応じて、264円(1割負担)・528円(2割負担)・792円(3割負担)掛かります。また、月をまたがる場合は最大で連続12日間を上限とします。

<初期加算>

施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所から30日間に限り、1日につき負担割合に応じて、33円(1割負担)・65円(2割負担)・97円(3割負担)掛かります。また、30日を超える入院後に施設での生活を再開した場合も同様とします。

<安全対策体制加算>

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員にいきわたる体制を整備している場合にかかる費用です。

(緊急時などにおける対応方法)

第7条 サービス提供中に生じる緊急事態の対応は、次のとおりとする。

- ①従業員は、介護福祉施設サービスの実施中に、入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- ②事業所は、介護福祉施設サービスを実施中の非常災害に備え、防災計画を作成するとともに、防災計画に基づき避難訓練等を実施する。

(衛生管理)

第8条 事業所は、食中毒等の発生防止に努め、必要な業務体制を整備する。

(留意事項)

第9条 サービス提供にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- ①健康状態の確認により、血圧、体温等が医師等の指定する値より高い場合は、入浴サービスを提供しないことができる。
- ②けんか、口論、飲酒等により、他の入所者に迷惑を及ぼす場合は、途中でサービス提供を中止することができる。

(守秘義務)

第10条 従業員は次のことを守らなければならない。

- ①従業員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に入所者及び入所者の家族の個人情報を開示する場合は、あらかじめ文章にて入所者及び家族の同意を得るものとする。
- ②従業員であったものに、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、当該事業所の従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、事業所の運営法人との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。また、サービス提供中に当該事業所従事者又は擁護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は速やかに市町村へ通報する。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- ④前①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定める。

(その他)

第12条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- ①喧嘩・口論・泥酔等他人に迷惑をかけること。
- ②指定した場所以外で喫煙などを行うこと。
- ③施設の秩序・風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- ④施設に損害を与えるようなこと。

第13条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- | | |
|-------|----------|
| 採用時研修 | 採用後6か月以内 |
| 定期研修 | 年1回以上 |

第14条 この規定に定めるものの他、運営に関する重要事項は、横浜市における条例、規則、要綱、運営法人との委託契約書で定める他、適宜協議の上定めるものとする。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。
この規程は平成13年6月1日から施行する。
この規程は平成17年10月1日から施行する。
この規程は平成18年4月1日から施行する。
この規程は平成20年9月1日から施行する。
この規程は平成21年4月1日から施行する。
この規定は平成24年4月1日から施行する。
この規定は平成24年7月1日から施行する。
この規定は平成26年8月1日から施行する。
この規定は平成27年4月1日から施行する。
この規定は平成27年8月1日から施行する。
この規定は平成28年5月1日から施行する。
この規定は平成29年4月1日から施行する。
この規定は平成29年12月1日から施行する。
この規定は平成30年4月1日から施行する。
この規定は平成30年8月1日から施行する。
この規定は平成30年9月1日から施行する。
この規程は令和元年10月1日から施行する。
この規程は令和元年12月1日から施行する。
この規程は令和2年1月1日から施行する。
この規程は令和2年5月1日から施行する。
この規程は令和3年4月1日から施行する。
この規程は令和3年8月1日から施行する。
この規程は令和4年2月1日から施行する。
この規程は令和4年8月1日から施行する。
この規程は令和4年10月1日から施行する。
この規程は令和6年4月1日から施行する。
この規程は令和6年6月1日から施行する。
この規程は令和6年8月1日から施行する。
この規程は令和7年4月1日から施行する。